



ちはやあかさか

平成29年(2017) 4月号



▲ 3月19日 千早赤阪村制施行六十周年記念式典地車曳行

2017
4
No. 519



主 な 内 容	新庁舎建設候補地が決まりました……………	2
	平成29年度予算……………	4
	国民健康保険料の改定について……………	7
	千早赤阪村議会議員選挙……………	10
	村からのお知らせ……………	14
	みんなのひろば……………	26

村民の生命と暮らしを守る 新庁舎をめざして 特集⑦

新庁舎建設候補地が決まりました

村では新庁舎建設の見直しについて、3つの代替案を取りまとめ、2月10日～12日に住民アンケート説明会を開催、2月17日～27日に住民アンケートを実施しました。

村としては、住民アンケートの結果を踏まえ、3月10日に庁舎建設特別委員会（村議会）を開催し議論した結果、次のとおり新庁舎建設候補地を決定しました。

今後、新たな建設候補地における新庁舎建設基本設計や実施設計業務などに着手し、早期に庁舎建設を進めていきたいと考えていますので、住民の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

【新庁舎建設候補地】現庁舎の位置で建替え

【新庁舎候補地の計画案】

- 現庁舎の位置で建て替えます。
- 別館およびプレハブを取り壊し、駐車場を確保します。
- 教育委員会を新庁舎に移転します。
- 保健センターは現状のまま活用します。
- 急傾斜地対策として既設擁壁（一部）の補強工事を施し、庁舎の安全性を確保します。
- 利便施設（郵便局やコンビニエンスストア）の併設を検討します。



住民アンケート説明会 での主な質疑

Q. 庁舎建設の費用を抑制することは当然であるが、その一方で千早赤阪村らしさを出せるような工夫、例えば外壁は木質にするなど工夫してほしい。

A. 千早赤阪村らしい庁舎ということでは、内装を木質化するなど工夫は可能と思います。ご意見は今後の参考とさせていただきます。

Q. 議会スペースが大きいように思う。もっと小さくて良いのではないのか。検討が必要ではないのか。

A. 議会スペースは、行政だけでは決めるにため、住民の皆さんのご意見も踏まえ、議会と協議しながら検討します。

Q. 利便施設の誘致を模索しているとのことであるが、代替案③の場合もその可能性はあるのか。

A. 府道の幹線道路沿いにある現役場の場所であればその可能性があるということですので、代替案③の保健センターを改修する案においても出店の可能性はあります。

Q. 代替案②と③の違いがよくわからない。それぞれの比較におけるメリットやデメリットを教えてください。

A. 代替案③の保健センターを改修する案では、今まで実施してきた保健事業のスペースを庁舎の執務室に改

修することになるので、どこかで保健事業を行うスペースを別に確保しなければなりません。そういう意味では非効率だと思えます。また、コスト面では新築より改修の方が安くなると思いますが、改修の場合には、保健センターが建設されて20数年経過している中、耐用年数は、残り30年程度しか使用できないこととなります。

Q. 代替案②の場合、利便施設の併設の可能性とあるが、新庁舎内に設置することになるのか。

A. 新庁舎の建設場所が決定していないので、具体的な協議に至っていませんが、新庁舎に併設する形で建設するということとなります。水分簡易郵便局が3月末で廃止となるので、郵便局は新庁舎の中に設置することを想定しています。

Q. 代替案②の場合でもくすのきホールの大ホール部分は改修するということであるが、その経費は総事業費に含まれているのか。

A. 今回の総事業費には含めていません。新庁舎を建設してもしなくても、くすのきホールやいきいきサロンなど公共施設について、特に設備など老朽化しており、それら維持補修や長寿命化対策は、計画的に実施していかねばなりません。また今回の見直しにより住民の皆さんからくすのきホールの大ホール部分について活用しやすいように工夫できないのか、とのご意見もありましたので、施設の長寿命化事業の中で実

施していききたいと考えています。

Q. 住民アンケートを実施するとのことであるが、最終的にはアンケートで決定するのか。

A. 庁舎の場所は、必要に応じ条例改正が必要で議会の議決が必要となります。そういう意味では最終的には議会の判断が必要となります。ただ、庁舎は住民の皆さんが活用するものなので、新庁舎の場所としてどこが良いのか、住民の皆さんの民意を把握する必要がありますので、その結果を踏まえ、議会と協議しながら決定します。

Q. 代替案①となった場合、現庁舎の跡地利用はどうするのか。

A. 現庁舎の扱いについては、現庁舎は耐震性がないことから、将来的に解体が必要と考えています。跡地の活用については、庁舎の最終候補地の確定により土地利用について考えることとなりますが、庁舎建設に相当額の財源を必要としますので新庁舎の計画ができてみずぐさま跡地活用が実行できるかは不明です。今後の検討課題となります。

Q. 庁舎の完成時期はいつか。

A. 今年度末までに最終案を決定し、平成29年度で新たな候補地での基本設計や実施設計業務、平成30年度中に工事着手（1年～1年半）を想定しています。併せて国からの財政支援が平成32年度までとなっているので、一定目安にしていきたいと考えています。

【住民アンケート結果（概要）】

住民アンケートにご協力いただきありがとうございます。結果は次のとおりです。

対象者数：5,032人
回答者：2,366人
回収率：47.0%

選定結果	代替案①	代替案②	代替案③	無回答
	「くすのきホールを改修し、新庁舎に転用」	「現庁舎の位置で建替え」	「保健センターを改修し、新庁舎に転用」	
	177票	1,803票	330票	56票
	(7.5%)	(76.2%)	(13.9%)	(2.4%)

性別

選択肢	票数	割合
男性	1,076	45.5%
女性	1,175	49.7%
無回答	115	4.9%
合計	2,366	100.0%

参考 代替案の選定(年齢層別)

	代替案①	代替案②	代替案③
10代	7	30	8
20代	15	81	23
30代	3	109	25
40代	24	180	27
50代	29	182	31
60代	35	481	95
70代	43	498	82
80代以上	20	220	36
無回答	1	22	3
合計	177	1,803	330

参考 代替案の選定(地区別)

	代替案①	代替案②	代替案③
千早	5	114	13
東阪	2	184	22
吉年	0	67	3
中津原	2	125	21
小吹	3	80	25
小吹台	48	623	160
森屋	26	256	60
水分	48	198	8
川野辺	15	51	2
二河原辺	21	29	5
桐山	3	67	8
無回答	4	9	3
合計	177	1,803	330

子育てに優しい村の 実現に向けて



平成29年度 村政運営方針

私は、昨年7月に村民の皆さんから4期目の村政を託され、将来の千早赤阪村にとって最良の選択は何なのかということに常に考え、行動してまいりました。

村政の舵取り役として、その責任の重さを痛感しながらも、子育てに優しい村の実現に向け、保育料の助成拡大や、学校給食費の助成、また、B型肝炎ワクチン定期接種化にあわせて、全国で初めて、任意予防接種費用の助成拡大を行うなど、細き流れもやがて大河となることを信じ、確かな歩みを進めた1年であったと考えております。

今年度につきましても、安心して子育てができるよう、引き続き、子育て世帯の経済的負担を軽減するための各種助成や、家族などの支援が受けられない出産後の母子に対して、「弧育で」にならないための産後ケアの取り組み、また、住民票などの証明書を手話予約で、土・日曜日に交付するなど住民サービスの向上を図ってまいります。

さらには、魅力ある村づくりに向けて、幹線道路沿いの美観向上や案内板の整備、観光地となっている文化遺産のトイレの整備を行い、来村者や観光客へのおもてなしに取り組みます。

今後も、本村が乗り越えなければならない課題の一つひとつに真摯に向き合い、村民の皆さんの知恵

と力を結集し、村民の皆さんと行政が力を合わせ、第4次総合計画の将来像である「みんなが集うみんなが育む みんなに優しい みんなを結ぶ ちはやあかさか」の実現に向け、全身全霊をかけて取り組む決意でございます。

村政運営におきましては、今後も限られた財源の中で効果的・効率的な行政運営に努めるとともに、職員一人ひとりが先例、慣例にとらわれることなく、能動的に問題を改善・解決する能力を高め、職員全体が住民サービスに資する有能な職員集団となり、魅力あるむらづくりに、豊かで柔軟な発想力やスピード感を持つて具体的な成果をあげられるよう、取り組んでまいります。

村民の皆さんならびに議員各位には、村政運営により一層力強いご支援、ご協力をお願い申し上げます。私の所信の一端といたします。

(平成29年度 村政運営方針 一部抜粋)



特集 平成29年度 村の予算

平成29年度の各会計の当初予算の総額は56億3,098万円、前年度と比較して1.0%の減となりました。会計別で見ると、一般会計予算は、31億3,516万円、前年度と比較して8.0%の増。特別会計予算は、24億9,582万円、前年度と比較して10.3%の減となりましたが、これは村の水道事業の大阪広域水道企業団との統合によるものです。

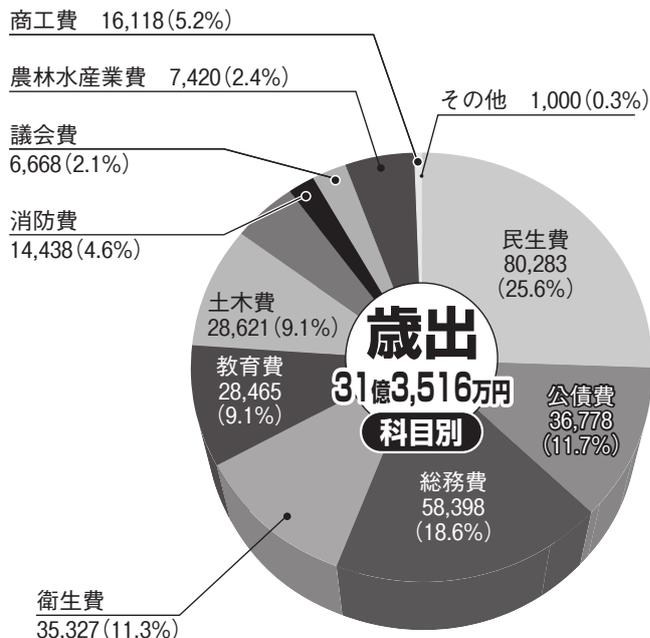
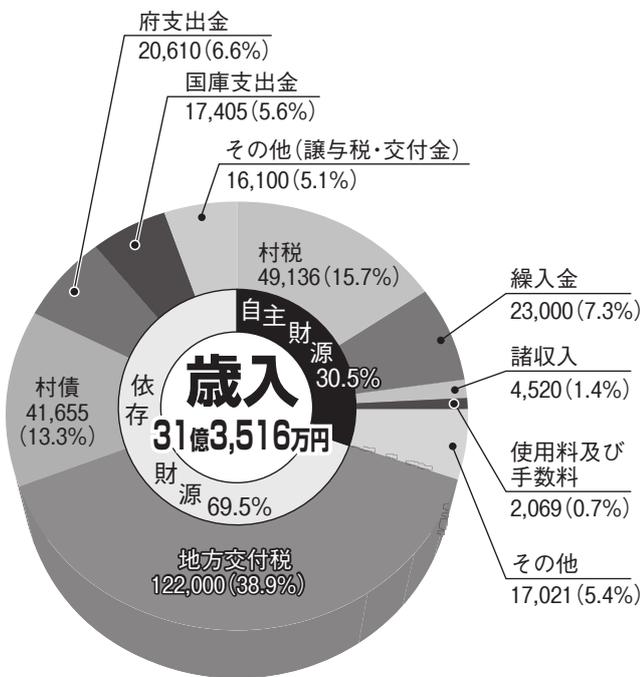
総額 56億3,098万円
(対前年度比1.0%減)

一般会計
31億3,516万円
(対前年度比8.0%増)

特別会計
24億9,582万円
(対前年度比10.3%減)

一般会計予算の内訳

(単位：万円)

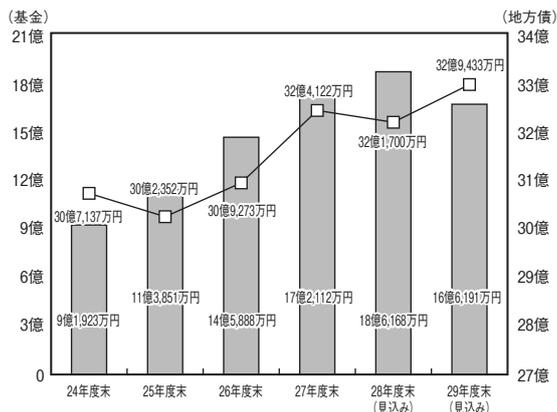


会計別でみた予算額

区分	会計別	平成29年度 予算額	対前年度 増減額	対前年度 増減率	
特別会計	一般会計	31億3,516万円	2億3,161万円	8.0%	
	国民健康保険	事業勘定	11億2,580万円	6,555万円	6.2%
		施設勘定	3,914万円	2,734万円	231.7%
	介護保険	8億3,705万円	9,662万円	13.0%	
	後期高齢者医療	1億444万円	1,258万円	13.7%	
	下水道事業	2億4,235万円	▲1,657万円	▲6.4%	
	金剛山観光事業	1億4,704万円	6,061万円	70.1%	
	水道事業	収益的支出	—	▲1億5,249万円	皆減
		資本的支出	—	▲3億8,111万円	皆減
	小計	24億9,582万円	▲2億8,747万円	▲10.3%	
合計	56億3,098万円	▲5,586万円	▲1.0%		

※水道事業は大阪広域水道企業団との統合に伴い、29年度以降の予算はありません。

基金と地方債の残高の推移



※基金の額は減債基金と財政調整基金の合計額

平成29年度の主な事業 -新規及び拡充事業を中心に抜粋-

基本柱1 ～安全・安心・環境～

- ・防犯カメラ設置事業・・・・・・・・・・287万円
- ・地区防犯灯整備事業・・・・・・・・・・922万円
- ・ESCO事業（省エネルギー推進事業）・・583万円
- ・消防団車両更新事業・・・・・・・・・・904万円



基本柱2 ～健康・福祉～

- ・保育料の助成・・・・・・・・・・-万円
- ・任意予防接種費用助成・・・・・・・・・・211万円
- ・急病診療事業・・・・・・・・・・890万円
- ・産後ケア事業・・・・・・・・・・41万円



基本柱3 ～教育・歴史・伝統～

- ・学校給食費補助金・・・・・・・・・・454万円
- ・史跡整備事業・・・・・・・・・・100万円



基本柱4 ～観光・産業・地域振興～

- ・間伐材搬出費用助成事業・・・・・・・・・・900万円
- ・有害鳥獣駆除対策事業・・・・・・・・・・100万円
- ・企業誘致等補助金・・・・・・・・・・3000万円
- ・小売店舗等開業支援事業補助金・・・・・・・・400万円
- ・文化遺産・観光トイレリフレッシュ事業・4000万円
- ・景観向上整備事業・・・・・・・・・・3000万円
- ・道の駅の機能及び再整備に関する調査事業・30万円



基本柱5 ～建設・交通～

- ・村道整備事業・・・・・・・・・・5000万円
- ・交通安全施設設置事業・・・・・・・・・・100万円
- ・空き家改修補助事業・・・・・・・・・・180万円
- ・定住促進家賃補助事業・・・・・・・・・・120万円
- ・子育て世帯等引っ越し費用助成事業・・100万円
- ・美化や環境に関する条例関係経費・・・・29万円
- ・地域公共交通事業・・・・・・・・・・79万円



基本柱6 ～協働・行政経営～

- ・閉庁日の電話予約による証明書の交付事務・・-万円
- ・移動期日前投票所の実施・・・・・・・・・・21万円
- ・住民意識調査事業・・・・・・・・・・474万円
- ・地区補助金・・・・・・・・・・781万円
- ・地域おこし協力隊事業・・・・・・・・・・1471万円
- ・千早地域活性化事業・・・・・・・・・・516万円
- ・ふるさと応援寄附金事業・・・・・・・・・・9586万円



村国民健康保険の現状と保険料について

『国民健康保険とは』

国民健康保険（国保）制度は、被保険者の皆様が、保険料という形でお金を出し合い、病気やけがなどで、いざというときに安心して医療を受けることができるよう、お互いに生活上の困難を助け合うための制度です。

国保制度は、職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）や後期高齢者医療制度（75歳以上の人）に加入している人、生活保護を受けている人を除くすべての人が加入する制度で、その運営は、国や府などの補助金と加入されている皆様からの国民健康保険料で支えられています。

『村国民健康保険の現状』

村では、平成27年度に基金や繰越金を活用し、国民健康保険料を引き下げ、皆様のご負担を軽減してまいりましたが、高額入院の発生や高額医薬品の保険適用などの影響により医療費が増加し、引き続き現在の国民健康保険料を維持することは厳しい状況です。

『国保制度改正』

平成30年度には、国保制度改正により国保の財政運営が市町村から大阪府に拡大されます。大阪府は、保険給付費等の必要な費用の見込みを立て、市町村ごとに国保事業納付金の額を各市町村に通知し、市町村では納付金を納めるために必要な費用を国民健康保険料として被保険者の皆様から徴収することになります。

先日、大阪府より新制度による1人あたり保険料額が『粗い試算』ではありますが、公表されました。これによると、現在の村の国民健康保険料は平成27年度に引き下げたことで、府下で一番安い保険料額となっておりますが、新制度による保険料必要額は現在の1.5倍程度の額になるとの試算が示されました。P 9 ページ参照

（新制度による保険料必要額は試算額であり平成30年度における実際の保険料負担額ではありません）

『今後の村国民健康保険料について』

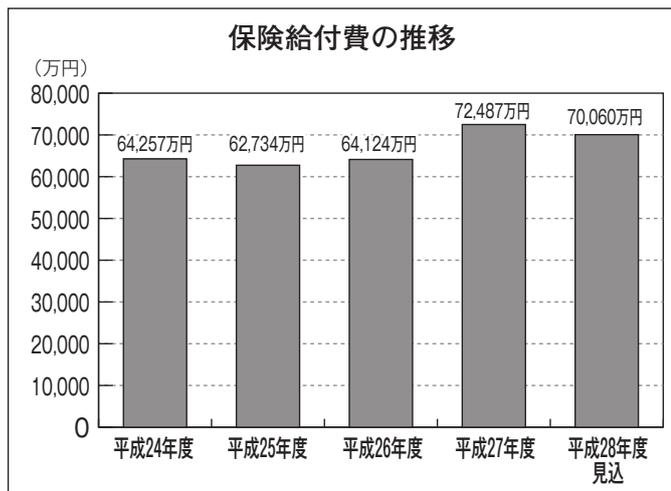
このような状況や『平成30年度の府下一元化時に、差額金を一度に引き上げることは、被保険者の生活基盤への影響が懸念されることから、段階的に引き上げることが妥当』などの村国民健康保険運営協議会の答申（平成29年3月8日付け）も踏まえ、村の国民健康保険料の1人あたり保険料を平成29年度から平成31年度にかけ毎年2万円程度引き上げを行う予定です。

ただし、大阪府が示した新制度による1人あたり保険料額は不確定な部分もあり、平成30年度に大阪府へ納付する国保事業納付金や村の基金残高等も保険給付費などにより変わるため、引き上げ額については、今後、変わる可能性があります。

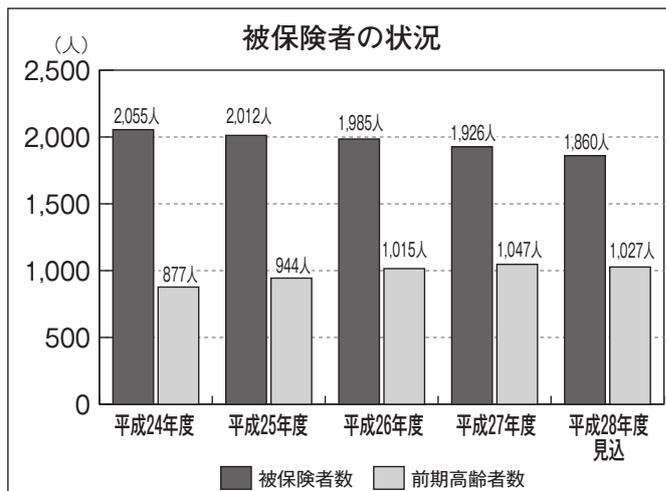
被保険者の皆様には、ご負担をお願いすることになりますが、安心して医療を受けられる国保制度を維持するため、ご理解とご協力をお願いします。

4月に送付する平成29年度国民健康保険料仮徴収通知書は、平成28年度の保険料率をもとに仮決定しています。

現在の村の国民健康保険事業の現状をお知らせします

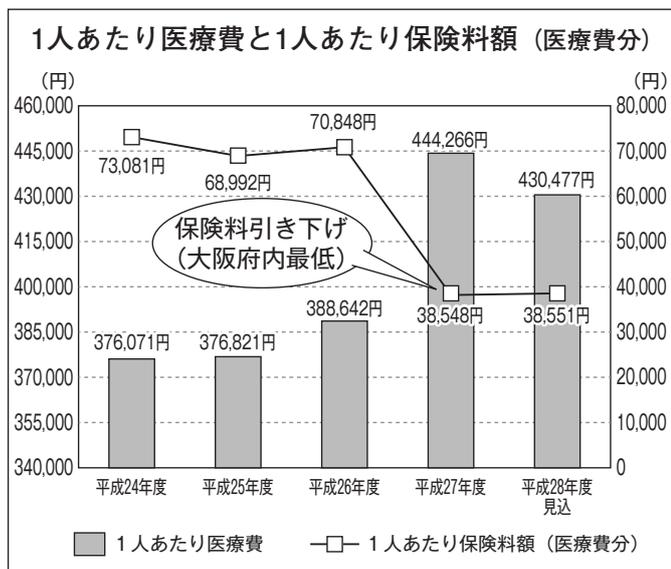


平成24年度から平成26年度の保険給付費の状況は、ほぼ横ばいで推移しましたが、平成27年度は、高額入院の発生や高額医薬品の保険適用により前年度の約13%伸びており、平成28年度見込みににおいても被保険者数が減少しているにもかかわらず、保険給付費が高い状況です。



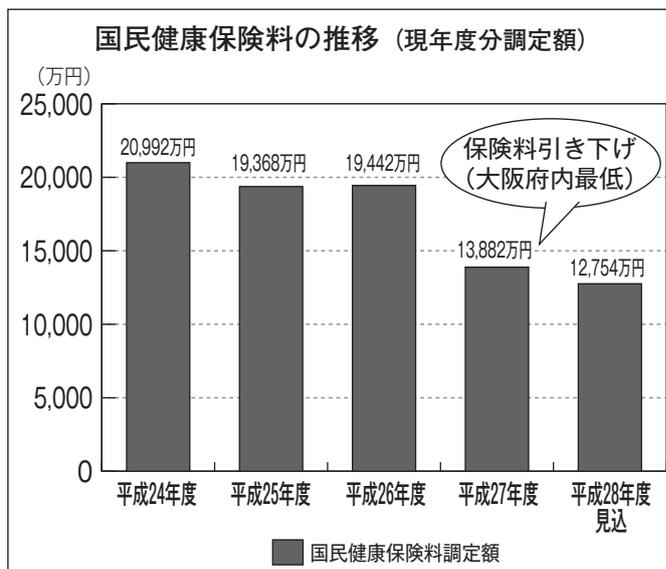
市町村国保は、高齢者の人の加入割合が高く、高齢の人ほど医療にかかられる機会が多くなることから、財政的な負担が大きいという課題を抱えています。

村においても65歳から74歳の加入割合が一番高くなっており、平成27年度の被保険者全体に占める加入割合は54.4%となり、年々増えている状況です。



1人あたり医療費は、平成24年度から平成26年度まではほぼ横ばいであったのに対し、平成27年度では、前年度の15%程度も伸びておりこれは、高額入院発生や高額医薬品保険適用による影響と前期高齢者の割合が増加したことなどが考えられます。平成28年度見込みは若干減少すると見込んでいますが、平成26年度に比べ10%以上伸びている状況です。

一方、1人あたり保険料額 (医療費分) では、平成27年度に基金や繰越金を活用し、保険料を引き下げしているため、前年度に比べ46%減少しています (国民健康保険料は、医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合算して納めていただいておりますがここでは、医療費分について比較しています)。



国民健康保険料は、平成27年度に基金や繰越金を活用し保険料額の引き下げを行ったため、3割程度減少しています。

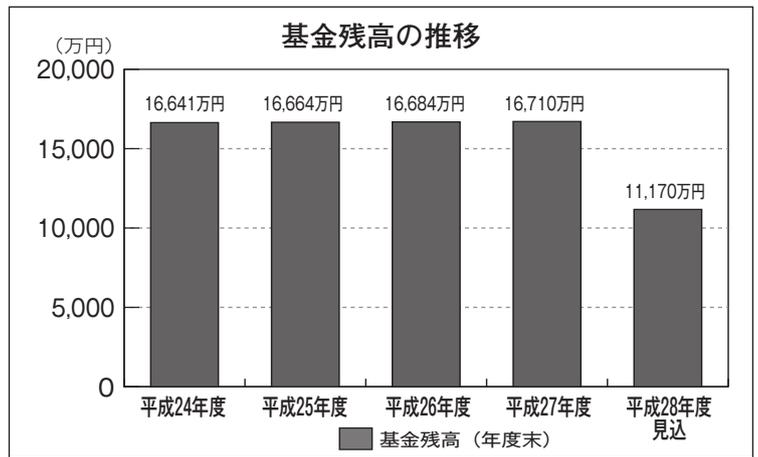


大阪府内の国保保険者の状況（平成27年度）

市町村名	1人あたり年間医療費		府内平均所得に基づく保険料額	
	平成27年度		平成27年度	
大阪市	348,058	5	123,512	29
堺市	378,140	28	123,455	28
岸和田市	358,151	10	131,129	41
豊中市	379,606	30	112,809	7
池田市	367,511	19	125,725	32
吹田市	369,351	20	122,738	27
泉大津市	381,633	32	119,827	24
高槻市	399,862	39	116,715	13
貝塚市	377,215	27	118,552	18
守口市	362,122	14	139,244	43
枚方市	374,355	26	112,453	5
茨木市	370,059	21	113,912	8
八尾市	361,094	13	112,577	6
泉佐野市	386,848	36	127,337	36
富田林市	360,311	12	119,318	19
寝屋川市	359,059	11	118,106	16
河内長野市	387,075	37	125,476	31
松原市	372,056	24	127,814	37
大東市	342,362	3	121,834	26
和泉市	363,251	17	118,159	17
箕面市	344,867	4	119,734	23
柏原市	381,776	33	130,298	40
羽曳野市	362,447	16	119,666	21
門真市	348,750	7	119,359	20
摂津市	362,206	15	117,479	14
高石市	400,116	40	138,017	42
藤井寺市	348,180	6	127,277	35
東大阪市	373,661	25	128,892	39
泉南市	309,854	1	115,642	11
四條畷市	365,203	18	115,900	12
交野市	384,597	34	114,936	10
島本町	416,121	41	125,920	33
豊能町	379,941	31	102,114	2
能勢町	397,912	38	119,679	22
忠岡町	370,772	22	126,691	34
熊取町	385,977	35	117,948	15
田尻町	351,074	9	104,973	3
阪南市	370,991	23	128,380	38
岬町	479,675	43	121,715	25
太子町	341,814	2	114,325	9
河南町	349,848	8	108,746	4
千早赤阪村	444,266	42	83,963	1
大阪狭山市	378,992	29	125,363	30
府内全域	363,928		121,816	

※府内平均所得に基づく保険料額…各市町村の料率を1人あたりに換算し、府内平均所得者が賦課された場合と仮定した場合の理論上の1人あたり保険料額

※新制度による平成29年度保険料必要額…平成29年度において新制度が適用されたものと仮定した場合の1人あたり保険料額（粗い試算）



基金残高は、平成24年度から平成27年度までは横ばいで、平成27年度の保険料引き下げについては繰越金を活用したため基金の取り崩しは行いませんでしたが、平成28年度は5,500万円程度の基金取崩しが必要となり、保険料を引き上げずに現在の保険料額（医療費分）で試算すると平成29年度末基金残高見込額は、1,695万円程度と見込んでいます。

【参考】国民健康保険料率推移

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医療分	所得割額	7.69%	7.68%	7.68%	3.97%	4.08%
	均等割額(人)	28,063円	26,048円	27,445円	15,137円	15,105円
	平等割額(世帯)	23,591円	21,335円	23,169円	12,092円	11,846円
後期分	所得割額	2.28%	2.30%	2.30%	3.09%	2.56%
	均等割額(人)	8,272円	7,775円	8,159円	10,573円	8,981円
	平等割額(世帯)	6,950円	6,695円	6,888円	8,446円	7,043円
介護分	所得割額	2.41%	2.40%	2.40%	2.77%	2.78%
	均等割額(人)	8,300円	7,845円	7,761円	9,469円	10,137円
	平等割額(世帯)	4,702円	4,335円	4,155円	5,062円	5,353円

新制度による平成29年度
保険料必要額(粗い試算)
147,255円

平成27年度府内平均所得に
基づく保険料額と新制度に
よる平成29年度保険料必要
額との差額は63,292円



平成27年度の大阪府内の国保保険者の
状況でみると、村の1人あたり年
間医療費は大阪府下で2番目に高い
医療費であり、1人あたり保険料額
は大阪府下で一番低い保険料です。

〈問い合わせ〉 住民課（国民健康保険）

千早赤阪村議会議員選挙

立候補届出日

日時 4月18日(火)

午前8時30分～午後5時

場所

役場第2会議室
ただし、午前10時以降は選挙管理委員会事務局

投票日

4月23日(日) 午前7時～午後8時

開票および選挙会

日時 4月23日(日) 午後9時

場所 くすのきホール 2階会議室

投票できる人

平成11年4月24日までに生まれ、平成29年1月17日以前から引き続き千早赤阪村の住民基本台帳に記載されている人です。

ただし、投票日までに村外へ転出した人は投票できません。

届出の別	届出の日	投票の可否
届した人 転入した人	平成29年1月17日以前	投票できます
	平成29年1月18日以後	投票できません
届する人 転出する人	選挙まで期間 の全期間	投票できません

投票所入場券

あらかじめ有権者に郵送しますので、投票のときに持って来てください。万一、投票所入場券が届かなかったり、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録があり選挙権のある人は投票できますので、投票所の係員にそのことを申し出てください。

投票所

投票所は、投票所入場券の「投票所」の欄に記載されている場所です。

なお、村内で転居された場合は、転居の時期により、前住所地の投票所で投票していただくことがあります。

投票区	投票所	所在地
1	くすのきホール	水分263番地
2	旧千早小学校体育館	東阪388番地
3	千早老人憩いの家	千早240番地
4	千早小吹小学校体育館	小吹68番地780

手話通訳

投票日に投票所で手話通訳者の派遣を希望する人は、事前に選挙管理委員会までご連絡ください。

点字投票

点字によって投票する人は、投票所の係員に申し出てください。

代理投票

病气やケガなど何かの理由で文字の書けない人は申し出てください。投票所の係員があなたの指示する候補者を正しく記入します。

不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人で、一定の要件を満たす人、介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている人は「郵便などによる不在者投票」をすることができます。詳しくは問い合わせください。なお、投票用紙などの請求は4月19日までに行ってください。また、病院に入院中の人や老人ホームなどに入所中の人については、不在者投票のできる指定施設であれば、その施設で投票ができます。投票を行うことをその病院、老人ホームなどに申し出てください。

期日前投票

投票日に、次のような理由に該当すると見込まれる人は、期日前投票が

きます。

- (1) 仕事や冠婚葬祭などの予定がある人
- (2) レジャーや買物などで、投票日に投票区内にいない人
- (3) 病气やケガ、妊娠などの理由で歩けない人

※投票日には18歳になるが、投票日前においては未だ17歳であり選挙権を有しない人などは期日前投票をすることができないので、不在者投票をすることができます。

■期日前投票・不在者投票の期間

4月19日(水)～22日(土)

■期日前投票・不在者投票の時間

午前8時30分～午後8時

■期日前投票・不在者投票の場所

千早赤阪村役場1階

期日前投票所・不在者投票所

その他

介助などお手伝いが必要なときは、投票所の係員に申し出てください。

《問い合わせ》

選挙管理委員会 ☎720081





移動期日前投票所を開設します!

4月23日執行千早赤阪村議会議員選挙において、投票の機会を確保するため、次の場所で「移動期日前投票所」を開設します。各投票所へは、ワゴン車で巡回し、投票は施設の敷地内で行います。当日投票することができない有権者は、移動期日前投票所を利用ください。

	時 間	場 所
4月19日(水)	・午前9時～10時30分	千早老人憩の家前
	・午前11時～午後12時30分	上東阪老人憩の家前
	・午後2時～3時30分	中津原老人憩の家前
	・午後4時～5時30分	下東阪老人憩の家前
4月20日(木)	・午前9時～10時30分	川野邊老人憩の家前
	・午前11時～午後12時30分	吉年老人憩の家前駐車場
	・午後2時～3時30分	小吹ちびっこ広場
	・午後4時～6時	いきいきサロンやまゆり (小吹台)
4月21日(金)	・午前9時～10時30分	水分老人憩の家前
	・午前11時～午後12時30分	二河原邊ちびっこ広場
	・午後2時～3時30分	桐山地区防火水槽 (大字桐山432-2)
	・午後4時～5時30分	森屋公民館前 (大字森屋370)

【期間】
4月19日(水)～21日(金)
※左記の時間を過ぎて投票所に来られた人は投票できません。ただし、左記の時間内に敷地内に入っていて、その後に開設時間を過ぎた場合は投票できません。

【持ってくる物】
投票所入場券 (裏面の期日前投票宣誓書欄を記入の上、お持ちください)
※投票所入場券が届いていなければ、本人と確認できるもの(運転免許証、健康保険証など)

〈問い合わせ〉 選挙管理委員会事務局 ☎00081

家工房
おうち開放
おうち教室

家工房にて毎月第1土曜日に自宅を開放しています。またヨガやクラフトなど多様な講師を招きリビングでおうち教室を開催しています。

木づかい
ie 家工房

千早赤阪村小吹68-95

「おうち開放」
日時：4/1 (土) 10:00～17:00
気持ちばかりですがお茶&お菓子をご用意しています。気兼ねなくご自由にお越しただければ幸いです。毎月第1土曜日開催。

※4月のおうち教室※

「ベビーマッサージ教室」
日時：4/19 (水) 10:30～11:30
赤ちゃんが生まれたらやってみたい習い事NO.1のベビーマッサージを開催します。
講師：中原さん
料金：2000円
定員：8名

「ヨガ」第2,4火曜日
日時：4/11,4/25 (火) 10:30～11:30
講師：上原さん
料金：800円

「感じてゆるむバランスボール」第3火曜日
日時：4/18 (火) 10:30～11:30
講師：伊藤さん
料金：1000円 (バランス-持参の方900円)

予約不要 参加無料

広告
総務課
〈広告掲載の問い合わせ〉

TEL. 0721-72-0177 <http://www.ie-koubou.co.jp>

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料 の平成29年度仮徴収通知書を送付します

1年間の国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の額は、前年の所得などをもとに算定し、決定しています。

しかし、4月1日時点では、皆さんの前年の収入や所得などが把握できないので、平成28年度の保険料をもとに仮決定しています。平成29年度の保険料は7月に本決定し、お知らせします。

保険料の納め方には「特別徴収（年金から引き落とし）」と「普通徴収（納付書や口座振替）」があります。

●国民健康保険料

仮決定した保険料は、4～6月の普通徴収分、4・6・8月の特別徴収分です。

・65～74歳の国民健康保険に加入している世帯主の人へ

介護保険料が特別徴収の世帯主が国民健康保険の被保険者で、同じ世帯の被保険者全員が65～74歳の場合、国民健康保険料は世帯主の年金から特別徴収となります。

ただし、国民健康保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超える人などは普通徴収となります。

・平成29年度中に75歳の誕生日を迎えられる国民健康保険の世帯主の人へ
前年度まで国民健康保険料を特別徴

収で納めていた人でも、平成29年4月から普通徴収に変更となります。

特別徴収になる前に口座振替で納めていた人は当時の登録口座から引き落としになります。口座の変更などを希望する人は、金融機関で手続きが必要です。

●後期高齢者医療保険料

仮決定した保険料は、4・6・8月の特別徴収分です。

前年度から引き続き特別徴収の人や、4月から特別徴収が開始される人に「仮徴収開始通知書」を送付します。

なお、後期高齢者医療は4～6月の普通徴収はありませんので、普通徴収の人には7月に通知書を送付します。

●介護保険料

仮決定した保険料は、4～6月の普通徴収分、4・6・8月の特別徴収分です。

65歳の誕生日を迎えられた人や転入された人などは、一定期間、普通徴収ですが、この期間が経過し、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金を年額18万円以上受給・受給見込みの人は特別徴収となります。ただし、年金差し止めの人などは普通徴収となります。

・国民健康保険料または後期高齢者医療保険料を特別徴収（年金から引き落とし）で納めている人へ
国民健康保険料または後期高齢者医

療保険料を「特別徴収」で納めている人は、保険料の納付方法を「口座振替」に変更することができます。手続き方法など詳しくは住民課まで問い合わせください。

※納付方法の変更を希望しない場合は、手続きの必要はありません。

※確定申告などのときの社会保険料控除は、特別徴収の場合は年金受給者本人に、普通徴収の場合は納めた人に適用されます。

〈問い合わせ〉

- ・住民課（国保・後期高齢）
- ・健康福祉課（高齢介護）

保険料の納付は 便利な口座振替で

保険料のお支払いは、納期限ごとに自動的に指定の預金口座から振替納付される口座振替が、納め忘れがなく便利で安心です。

口座振替を希望する人は、預金通帳と金融機関届出印鑑、納入通知書（納入通知書がない人は保険証）を持参の上、口座振替取扱金融機関の窓口で手続きをしてください。

（口座振替は毎月25日です。ただし、指定振替日が取扱金融機関などの休日にあたる場合は、1営業日前です。）

〈口座振替取扱金融機関〉

三菱東京UFJ・三井住友・りそな・近畿大阪の各銀行および大阪南農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

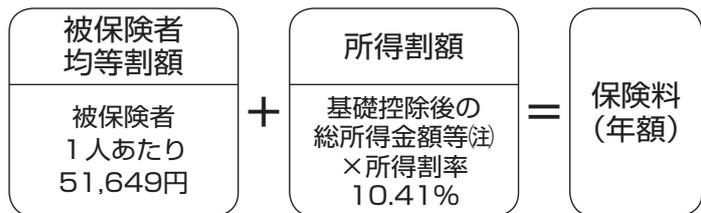


後期高齢者医療制度 のお知らせ

●平成29年度の後期高齢者医療保険料率について

平成29年度の後期高齢者医療保険料率は次のとおりです。この保険料率で計算した1年間の保険料は、7月初旬にお知らせします。

平成29年度の保険料率



※年間保険料の負担限度額は57万円です。

(注) 主な基礎控除後の総所得金額等の算定方法

- (1) 給与所得の場合 ⇒ (給与収入金額 - 給与所得控除額) - 基礎控除額(33万円)
- (2) 公的年金所得の場合 ⇒ (年金収入金額 - 公的年金等控除額) - 基礎控除額(33万円)

1. 被保険者均等割額の軽減
世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額が軽減されます。

所得の判定区分 世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額など		軽減割合	軽減後の被保険者均等割額(年額)
基礎控除額(33万円)まで	0円	9割	5,164円
	0円でない	8.5割	7,747円
【基礎控除額(33万円) + 26万円 × 被保険者数】まで		5割	25,824円
【基礎控除額(33万円) + 49万円 × 被保険者数】まで		2割	41,319円

- 基礎控除額などの数値については、今後の税法改正などによって変動することがあります。
- 被保険者均等割額の軽減に該当するかどうかを判断するときの総所得金額などには、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。
- 国民健康保険と同様、当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の人については、公的年金などにかかる所得金額から15万円が控除されます。
- 世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

2. 所得割額の軽減

「基礎控除後の総所得金額等」が、58万円以下の人は、所得割額が一律に2割軽減されます。

※保険料決定通知書には、「基礎控除後の総所得金額等」は「賦課のもととなる所得金額」として記載されます。

※平成30年度以降の保険料について、この軽減措置は廃止となります。

3. 会社の健康保険などの被扶養者であった人の保険料軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日に会社員の夫やお子さんなどの扶養であった人(これまで保険料の負担がなかった人。国民健康保険・国民健康

康保険組合は対象になりません)は、当面の間所得割額は課されず、平成29年度は均等割額が7割軽減されます。

※平成30年度については、均等割額が5割軽減されます。また、平成31年度以降については、資格取得後2年を経過する月までの間に限り均等割額が5割軽減されます。

届け出をすることで軽減を受けることができる場合があります。詳しくは問い合わせてください。

●保険料決定のために(お願い)

後期高齢者医療保険料や、医療機関窓口での負担割合や高額療養費などの負担区分は、税の申告内容にもとづき決定されています。

収入がない人や、収入が少なく確定申告をしていない人でも、住民税申告などをお願いいたします。申告をしていないと、保険料の軽減などを受けることができない場合があります。

●平成29年4月以降に75歳になる人

75歳のお誕生日からは、後期高齢者医療制度の被保険者となります。被保険者になる人には、75歳のお誕生日の前月中旬に被保険者証を簡易書留郵便で送付します。

保険料の納め方などについては、被保険者証や保険料決定通知書に同封しているチラシやパンフレットをご覧ください。

ださい。

●医療費通知について

大阪府後期高齢者医療広域連合では、医療費負担の仕組みや健康に対する認識を深めていただくために、医療費の通知を年3回行っています。

医療費通知の主な内容は、受診年月・医療機関名・診療区分・受診日数・医療費の総額(負担した金額ではありません)です。

●振り込め詐欺などにご注意を

市町村などの職員を名乗り、医療費や保険料の還付金の名目でATM(現金自動預払機)に誘導し、お金を振り込ませる事件や、訪問して銀行の通帳やキャッシュカード、被保険者証などを持ち去る事件が発生しています。

公的機関が還付金などの受け取りでATMを操作させることは絶対ありません。後期高齢者医療制度に関する不審な電話・訪問などがあったときは、すぐに指示に従わず、大阪府後期高齢者医療広域連合や役場窓口にお問い合わせください。

万一、被害にあった場合は、速やかに最寄りの警察署に届けてください。

(問い合わせ)

- ・住民課(後期高齢)
 - ・大阪府後期高齢者医療広域連合
- ☎06(4790)2028



健康

必要な予防接種を受けましょう

定期接種（予防接種法で定められた予防接種）

●麻しん風しん予防接種

麻しんは、人から人につる病気で、麻しんウイルスは非常に感染力が強いため感染しやすいので、ワクチンによって免疫をつくり、予防することが重要です。

麻しん風しん（MR）予防接種は指定医療機関での個別接種（無料）です。過去に麻しん風しんにかかったことがあきらかでない人は、予防接種を受けましょう。

平成29年度の対象者

■MR1期 1歳以上2歳未満

■MR2期 平成23年4月2日から平成24年4月1日生まで

※未接種で対象年齢を超えた人は相談

ください。

●日本脳炎予防接種

日本脳炎予防接種は、指定医療機関での個別接種（無料）です。

■1期対象者

3歳以上7歳6か月未満

■2期対象者

9歳以上13歳未満

なお、接種を勧めることを控えてきたことにより接種機会を逃した平成9年4月2日から平成19年4月1日生まれで20歳未満の接種が完了していない人は、対象年齢を超えていても未接種分を接種することができます。

〈問い合わせ〉健康福祉課

任意接種（予防接種法の対象外で接種義務のない予防接種）の費用助成

●ロタウイルスワクチンなどの接種費用を助成します。

村では、ロタウイルスワクチンなどを接種された人に、接種費用の助成（還

公共施設のごあんない

- 千早赤阪村役場 …… ☎②0081
 - 小吹台連絡所 …… ☎⑦7600
 - 防災行政無線テレホンガイド …… ☎②1388
 - くすのきホール(教育委員会事務局)
 - ・教育課 …… ☎②1300
 - ・創立郷土資料館 …… ☎②1588
 - ・B&G 海洋センター …… ☎②7183
 - ・学校給食センター …… ☎②1112
 - ・いきいきサロン
 - ・やまゆり …… ☎②7005
 - ・くすのき …… ☎②1705
 - ・保健センター
 - ・健康福祉課 …… ☎②0069
 - ・村国保診療所 …… ☎②0038
 - ・村社会福祉協議会 …… ☎②0294
 - ・金剛山ロープウェイ
 - ・千早駅 …… ☎④0128
 - ・村営宿泊施設
 - ・香楠荘 …… ☎④0321
 - ・富田林市消防署
 - ・千早赤阪分署 …… ☎②1755
- ※各施設の休館日についてはお問い合わせください。

■1価ロタリックスワクチン

対象者 生後2か月から24週までの乳児
金額 1回につき上限1万2千円まで助成

■5価ロタテックワクチン

対象者 生後2か月から32週までの乳児
金額 1回につき上限8千円まで助成
助成回数 1人につき3回まで

■おたふくかぜワクチン

対象者 1歳から小学校就学前までの間に幼児
標準的な接種時期 1歳から2歳未満
で1回目、小学校就学前の1年間に2回目
助成額 1回につき上限6千円
助成回数 1人につき2回まで

【助成手続き】

- ①母子手帳など接種が確認できる物
- ②領収書（原本）
- ③印鑑
- ④振込先

の通帳またはキャッシュカードなどを持参の上、保健センターで手続きをしてください。

期間 平成30年3月31日(土)まで

※富田林医師会加入医療機関の窓口で一旦接種費用をお支払いください。

※ロタウイルスワクチンは2種類ありますので、どちらか1種類の選択になります。

※任意予防接種ですので、接種義務はありません。

●B型肝炎ワクチン接種費用助成しています。

村では昨年10月より、平成28年度に定期接種対象外の0歳～小学6年生までの小児を対象に、任意接種の費用助成を行っています。接種は3回で、1回あたりの助成額は上限5千円です。

この制度は今年9月までの期間限定のため、対象となる人は早めに接種の検討をしてください。詳しくは村ホームページをご覧ください。詳しくは村ホームページにお問い合わせください。

●抗体価の低いおとなの風しんワクチン接種費用を一部助成します。

村では、妊婦と赤ちゃんの健康を守るため、抗体価の低いおとなの風しんワクチン接種費用を一部助成します。

対象 接種時に村に住民票のある人で、風しん抗体検査の結果、免疫が不十分（風しん抗体価がHI法…16倍以下、またはEIA法…8.0未満、抗体価はワクチン接種日以前5年以内の結果）で、かつ次の①～③のいずれかに該当する人

①妊娠を希望する女性

②妊娠を希望する女性の配偶者

③妊娠している女性の配偶者

助成額 麻しん風しん混合ワクチン7千円 風しん単独ワクチン4千円

【助成手続き】

①領収書（原本） ②接種済証（コピー可） ③抗体検査の結果がわかるもの（コピー可） ④印鑑 ⑤振込先の通帳

又はキャッシュカードなどを持参の上、保健センターで手続きをしてください。

期間 平成30年3月31日（土）まで

※医療機関窓口で一旦接種費用をお支払いください。

※風しん抗体検査は、富田林保健所に無料で受けることができます。

（要予約） ☎22681

●成人用肺炎球菌予防接種

■定期接種対象者

①平成29年度に、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳となる人

②60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓、呼吸器などに一定の障がいがある人

■任意接種対象者

接種日に満65歳以上で、定期接種対象者（①②）以外の人

【自己負担額】

定期接種・任意接種ともに3千円

※定期接種・任意接種にかかわらず助成は一生に1度のみです。

これまでに公費助成を受けて接種したことのある人は対象となりません。

※再接種する場合は、主治医と相談し、十分な期間をあけて接種してください。

※助成を受けるための予診票を発行します。そのため、接種前に保健センターへの連絡が必要です。

※事前予約などは富田林医師会加入の指定医療機関へ確認ください。

〈問い合わせ〉健康福祉課（健康）

妊娠がわかったら

●できるだけ早く、保健センターへ妊娠届出をしてください。「母子健康手帳」と「妊婦健康診査受診券」（母体や胎児の健康を確保するために必要な健診を受診できる受診券で上限額11万6840円）などをお渡しし、利用できるサービスの情報提供などもしています。

【持ってくるもの】

マイナンバーカード（またはマイナンバーがわかる通知カードや住民票と写真つきの身分証明書）

●妊娠中は特に気がかりなことがなくても、身体にはさまざまな変化が起こっているため、健診を受けずに出産することは、赤ちゃんにとってもお母さんにとっても非常に危険なことです。定期健診は必ず受けましょう。

●保健師による相談や家庭訪問を実施しています。妊娠・出産・育児に関することで、心配事や困ったことがあるときは、気軽に相談してください。

●保健センターでは、妊娠中の過ごし方、お父さんになる人の妊婦体験、出産後の赤ちゃんとの過ごし方、赤ちゃん人形を使った沐浴実習など、妊婦（両親）教室も随時実施しています。

〈問い合わせ〉健康福祉課（健康）

「にんしんSOS」のご案内

思いがけない妊娠や望まない妊娠、赤ちゃんが生まれても育てられないなどで悩んだときは、すぐに相談しましょう。

希望に添って必要な正しい情報を伝えたり、続けてサポートが受けられるように適切なサービスを紹介する相談窓口です。秘密は厳守されます。

「にんしんSOS」は大阪府の委託を受けて、大阪府立母子保健総合医療センターが運営しています。

電話での相談

☎0725（51）7778

月～金曜日（祝日は除く）
10時～16時

PCサイト

<http://www.ninshinsos.com/>

携帯サイト

<http://www.ninshinsos.com/m/>

「にんしんSOS 大阪」で検索できます。

〈問い合わせ〉健康福祉課（健康）



人権

5月1日(月)～7日(日)は
「憲法週間」です

5月3日(祝)の憲法記念日は、日本国憲法が施行された日を記念して定められた祝日で、この日を含む5月1日～7日は憲法週間と呼んでいます。

私たち一人ひとりの人権が保障された差別のない明るい社会を築くために、お互いの人権を尊重し、自分の権利と同じように他人の権利も認め合っていくことが大切です。ぜひこの機会に基本的人権の大切さについて考えてみましょう。

○特設人権相談

村では、憲法週間に特設人権相談を実施します。家庭や近隣におけるいじめ、虐待、セクハラ、さまざまな差別などの人権問題で悩んでいませんか。人権擁護委員があなたの相談に応じます。

当日都合の悪い人は近くの人権擁護委員に直接相談ください。相談無料、秘密は厳守します。

日時 5月2日(火) 午後2時～4時
場所 いきいきサロンくすのき相談室

〈人権擁護委員〉

- ・田中鈴代 ☎7387
 - ・西浦玲子 ☎0382
 - ・清水初代 ☎0328
- 〈問い合わせ〉住民課(人権)

人権コラム「きずな」47

「いじめは絶対になくすことができますー!」

島 善信

(大阪教育大学)

「今回の授業で大きく気持ちが変わったことがあります。この世界からいじめはなくなることができるという事です。この授業を受ける前は、いじめはなくならないと思っていましたが、絶対になくなすことはできます!そのためにも私たちが努力して1人でもいじめで苦しんでいる人を救いたいです。」これは、筆者が授業でいじめ問題を取り上げた際、当手を振り返って泣きながら話してくれた仲間の話を聞いて書いた学生の文章です。

小・中学校時代に、いじめにかかわったことのある学生の多いことに毎年驚かされます。そしてその体験が、被害者であった学生には辛く苦しかった深い心の傷として、また、加害者や傍観者であった学生にも思い出したくない暗い記憶として、今なお影を落としています。小・中学校時代に、目の前で起きてくるいじめに向き合い解決した経験のある学生は、残念ながら数少ないのです。逆に、誰にも言えないままにじっと堪え忍んだり、自分に予先が向くのが怖くて見ないふりをしたり、いじめの状況を何も変えることができなかつた無力感を、多くの学生が抱えています。「どうせなくなるらない」というあきらめの意識が根強いのです。

「話を聞いたときは胸がとてもしめつけられた。自分が今まで見たり聞いたりした中で一番ひどかった。…いじめがなくなればいいじゃないかと、なさなければならぬ。」「いじめられた時の辛い気持ちを少しでも消すことができるのか不安でいっぱいだったと思います。皆の前で話をしてくれた人の勇気は本当にすごいなと感じました。」被害者からの生の声は、学生たちの心の奥底にある「あきらめ」を激しくゆさぶります。いじめを受けてこんなにもつらい思いをしたのだという被害者への共感から、そしてまたその経験を話してくれる信頼感や心の強さから、いじめはやっぱり許せない、なくそうとする立場へと意識が大きく変わっていきます。

あきらめないで努力しようという自覚、被害者に寄り添うやさしさなど、学生に芽生えた変化に、「子ども(学生)を変えるのは子ども(学生)」なのだと改めてかみしめています。いじめをくぐり抜けてきたからこそ、将来目の前の子ども(いじめ)に直面したときに、被害者はもちろん加害者にもしっかりと向き合い、気持ちを受け止め、解決に導くことのできる、力のある教師へと育ってほしいと願うのです。

(医)やすらぎ会植田診療所は小吹台で診療を行っています

広告

〈広告掲載の問い合わせ〉
総務課

	月	火	水	木	金	土
午前診 9:00~12:00	大澤	大澤	大澤	大澤 整形外科	大澤	大澤/山本 (交代制)
午後診 16:30~19:00	大澤	大澤		山本 糖尿外来	大澤	



- ◇ 日曜・祝日および水曜・土曜の午後は休診です。
- ◇ 毎週木曜日の整形外科、糖尿病外来は専門医による診療です。
また、第3火曜日(15:00~)には腹部エコーの専門医による診療を行っています。(要予約)
- ◇ 送迎サービスあり。お気軽にご相談ください。

〒585-0053 南河内郡千早赤阪村小吹 68-831

TEL (0721)72-1362 FAX (0721)72-7273

教 育

平成29年度海外派遣事業 参加者募集

次代を担う中学生・高校生を海外に派遣し、日本と異なる生活や異文化を体験して国際感覚を身に付けた人材を育成するため、次のとおり参加者を募集します。

日程 8月1日(火)～10日(木)の10日間(予定)

行先 オーストラリア ブリスベン

【セントナリー州立学校】(予定)

対象 村内在住の中学校2・3年生および村内在住の高等学校に在籍する生徒

内容

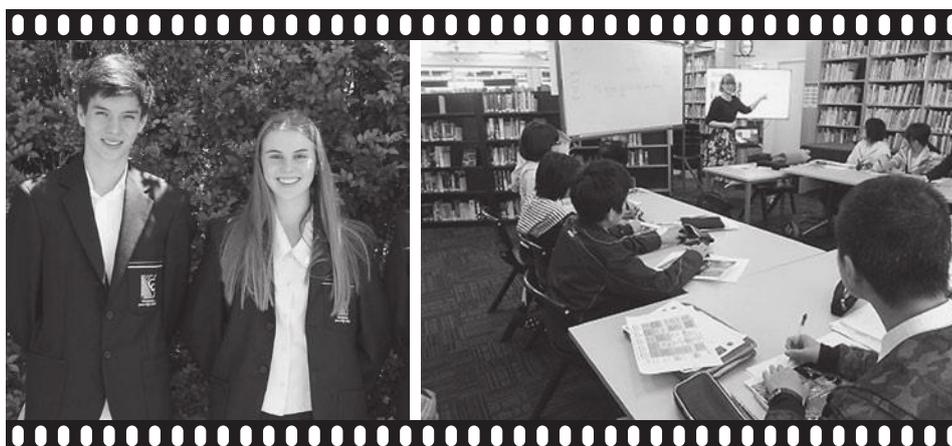
- ・ 現地の学校で授業に参加
- ・ ホームステイにより現地の家庭でホストファミリーと生活をする

募集人数 10人程度(面接など選考により決定します)

個人負担 10万円(パスポート取得費用や海外旅行保険料など別途必要です)

申込方法 教育課(くすのきホール)または村ホームページで申込書などを入手し、必要事項を記入の上、申し込んでください。

受付 4月21日(金)まで
〈申込み・問い合わせ〉
教育課 ☎13300



春の地域安全運動の実施について

- ・ **期間** 4月18日(火)～27日(木)
- ・ **重点** (1) 子どもや女性を対象とする犯罪の被害防止
(2) 特殊詐欺の被害防止
(3) ひったくり及び自転車を対象とする犯罪の被害防止
- ・ **スローガン** みんなで力をあわせて 安全・安心まちづくり

○ 還付金などの詐欺の被害防止には！

役場職員の名前を騙り電話をし、「医療費の還付がある」と無人のATMへ誘導する電話が多数架かっています。

- ・ ATMで還付金返金の手続きは絶対にできません。
- ・ 本当に役場職員からの電話かどうか確認しましょう。
- ・ 急がされた時こそ、慌てず、誰かに相談してください。

○ 車上ねらい・部品ねらいの被害防止には！

- ・ 車から離れる時は、エンジンキーを必ず抜き、窓をしっかりと閉めて、車内には何も置かないようにシドアロックを忘れないようにしましょう。
- ・ ナンバープレートやカーナビなどの盗難防止には「防犯防止ネジ」や「盗難防止装置」をつけましょう。

〈問い合わせ〉 富田林警察署、総務課 ☎251234



健康

国保の届け出はお早めに

転入・転出や職場の健康保険に加入・脱退したときは必ず届け出をしてください。職場の健康保険に加入・脱退しても、国民健康保険（国保）に連絡はありませんので、ご自身で届け出する必要があります。

① 加入の届け出が遅れると

国保に加入しなければならぬのに届け出が遅れると、保険料をさかのぼって納めること（最高2年間）になります。

「被保険者となる」のは、加入の手続きをしたときではありません。職場の健康保険をやめたとき、あるいは他の市町村から転入したときです。したがって、加入手続きをするまでの間も、保険料納付の対象期間となります。また、特段の理由がなく届け出が遅れた場合、その間に受けた医療費は全額自己負担となります。

② やめる届け出が遅れると

国保の資格がなくなつたのに届け出が遅れると、被保険者証が手もとにあるため、うっかりそれを使って診療を受けてしまうことがあります。このよ

うなときは、国保で負担した医療費はあとで返していただくことになり、新たに加入された健康保険へ、ご自身で医療費を請求していただくこととなりますのでご注意ください。

〈問い合わせ〉 住民課（国保）

健康のために若年健康診査を受診しましょう

村の国民健康保険に加入している20歳以上40歳未満の人を対象に「若年健康診査」を実施しています。特定健康診査と同じ内容の健診（眼底検査を除く）を、村国民健康保険診療所（保健センター内）、千早診療所および植田診療所（小吹台）で受診できます。受診者負担額は3千円です。事前に印鑑・保険証を持参の上、住民課保険年金担当窓口で申し込みをしてください。

※年度内の受診人数には限りがあります。

〈問い合わせ〉 住民課（国保）



ちはやあかさか食育通信

『春の不調に効果的な食べ物』

春は暖かく動きやすい季節ですが、まだまだ寒暖の差が激しいため油断をしていると体が冷えて負担がかかります。

そんなときにぴったりの飲み物が、ジャスミン茶です。体を温める他にリラククス効果もあります。また、ウーロン茶や紅茶などの発酵している茶葉も体を温めます。

食材では、生姜やかぼちゃ、れんこんなどの根菜類がおすすです。白菜やほうれん草、トマトなどは体を冷やしますが、ビタミンやミネラルも含まれているので、上手に組み合わせでバランス良く摂りましょう。

体がだるく疲れを感じやすい時は、ビタミンB群が不足している場合があります。ビタミンB群が豊富な豚肉と、そら豆を使ったレシピをひとつ紹介します。

● そら豆と豚肉の旨辛炒め

〈材料〉

そら豆（正味）	200g
塩	少々
豚肉	100g
白ねぎ	20g
ニンニク	1片



健康ちはやあかさか21 イメージキャラクター

鷹の爪 1本
ごま油 小さじ1
豆板醤 小さじ¼
砂糖 小さじ½
ポン酢 大さじ3

① そら豆をさやから出して、塩ゆでにする。

② 白ねぎ、ニンニクはみじん切りに、鷹の爪は種を除いて小口切りにしておく。

③ フライパンに、ごま油、ニンニク、白ねぎ、鷹の爪を低温で炒め、香りがしたら豚肉、そら豆を順に加えてサッと炒める。

④ 豆板醤、砂糖、ポン酢を加えて完成。

ビタミンB群は、疲労回復に効果があり、そら豆の薄皮は食物繊維が豊富です。しかし、空気に触れると味も栄養価も下がってしまうため、さやから出したらすぐに調理しましょう。

体調を整えるために、旬の食材を上手に活用しながら春の季節を楽しみましょう。

（健康福祉課 管理栄養士）

健康診査や人間ドックで健康管理を

40歳以上の人の健康診査は、加入している健康保険が行います。そのため、皆さんの年齢や加入している健康保険の種類などによって受診方法が異なります。健康診査の実施時期や内容などについては、加入している健康保険に問い合わせてください。

国民健康保険(村)

■特定健診・特定保健指導 村の国民健康保険に加入している40歳以上75歳未満の人を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の早期発見・早期治療を目的とした特定健診・特定保健指導を実施しています。メタボリックシンドロームはさまざまな生活習慣病を引き起こす可能性があります。

特定健診・特定保健指導を受けることは総合的な健康状態を知る機会ですので、積極的に利用し健康管理にお役立てください。対象の人には、5月末に特定健診の受診券を送付します。

■人間ドック 村では、人間ドックを受診される国民健康保険の加入者に対して費用を7割負担しています。特定健診とあわせてご利用ください。

※印鑑・保険証・特定健診の受診券を持参の上、住民課で申し込みをして

介護保険料の納付

平成29年度第1号介護保険料の第1期(4月分)の納期限は、5月1日(月)です。口座振替は、4月25日(火)です。〈問い合わせ〉健康福祉課(高齢介護)

ください。

後期高齢者医療

■健康診査 後期高齢者医療制度の健康診査は、大阪府後期高齢者医療広域連合が行います。

被保険者の皆さんには、4月下旬に受診券を送付します。また、年度の途中に被保険者になる人には、資格を取得した月の翌月はじめに送付します。

■人間ドック 広域連合では、人間ドック受診費用の一部を助成します。助成は、同じ年度内に1回のみで、上限額は2万6千円です。

人間ドック費用の全額を一旦負担し、その後申請することで助成を受けることができます。

※オプション項目などは助成の対象にならない場合があります。

後期高齢者医療の人間ドック助成申請に必要なもの

次のものを持参の上、住民課で申請してください。

- ・人間ドックの領収書
 - ・人間ドックの検査結果通知書
 - ・被保険者証
 - ・印鑑
 - ・振込先口座番号のわかるもの
- (健診に関するお知らせ)

・村の国民健康保険の特定健診や後期高齢者医療の健康診査を、富田林医師

会管内の健康診査実施医療機関で受診すると、追加項目健診を受けることができます(若年健康診査は除く)。

健康診査を受診できる医療機関は、受診券に同封する一覧表でご確認ください。

〈問い合わせ〉

- ・住民課(国保・後期高齢)
- ・健康福祉課(健康)



福祉医療

65歳以上の人の医療費の助成について

65歳以上で、次の条件に該当する人に「老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証」を交付し、医療費の一部助成を行っています。

①身体および知的障がい者医療費助成対象の人

(身体障害者手帳1級または2級、療育手帳重度など)

②特定疾患治療研究事業に該当する難病にかかっている人のうち、国の難病としての公費負担医療の対象となる疾患を有する人

③精神の通院治療または結核の治療を受けている人

④ひとり親家庭医療費助成対象の人

申請に必要なものなどは、問い合わせください。

※所得制限があります。

助成内容 保険診療にかかる自己負担額から「一部自己負担額(1医療機関あたり入通院とも1日につき500円を限度に月2回まで)」を除いた額

〈問い合わせ〉 住民課(福祉医療)

年金

年金なんでも相談

国民年金・厚生年金などの相談に応じる「年金なんでも相談」を行います。厚生年金被保険者証や年金手帳など、記号番号や加入脱退の年月日、または過去の履歴などが分かるものを持参すれば、より具体的な説明が受けられます。

日ごろ、年金について不明な点があれば、ぜひこの機会にご相談ください。

日時 4月20日(木)

・午前10時～11時30分

(いきいきサロンくすのき健康相談室)

・午後1時～3時

(いきいきサロンやまゆり多目的室1)

〈問い合わせ〉 住民課(国民年金)

子育て

子育て応援出産祝い事業

赤ちゃんに絵本の読み聞かせ

村では、次代を担う子どもたちの健やかな成長を応援する「子育て応援出産祝い事業」を実施しています。対象者には、4か月児健診日に絵本な

どを贈呈し、民生委員児童委員・主任児童委員の協力により、健診の待ち時間に絵本の読み聞かせを行っています。

(福祉)

〈問い合わせ〉健康福祉課



地域子育て支援センターの催し



地域子育て支援センターは、村内で子育てをする人たちをさまざまな取り組みで応援する施設です。専任の保育士が常駐していますので気軽に遊びに来てください。

〈4月の予定〉〈開室日時：月～金曜日（祝日は休み） 午前9時～午後3時〉

日・曜日		時間	場所	内容
7	金 ★	午前10時～11時	地域子育て支援センター	桜まつり
11	火	午前10時～11時	いきいきサロンやまゆり前広場	ニコニコタイム（雨天中止）
12	水 ★	午前10時30分～	地域子育て支援センター	こいのぼり制作
13	木 ★	午前9時15分園出発 午前11時30分帰園予定	サバーファーム	春の遠足 費用 バス代 1家庭200円 入園料 大人700円 4歳以上300円 味覚狩り 大人1200円 4歳以上600円 持ち物 エプロン（必要な人） タオル、着替えなど
19	水	午前10時30分～11時	地域子育て支援センター	英語あそび・発育測定
20	木	午前10時～11時30分		げんき親子体操
25	火	午前10時～11時	いきいきサロンやまゆり前広場	ニコニコタイム（雨天中止）
26	水 ★	午前10時30分～	地域子育て支援センター	ねんどあそび
27	木 ★	午前11時30分～正午		お試しランチ 費用 1人200円（お子様の分のみ） 持ち物 食事エプロン スプーン、フォークは園でも用意します。

☆今月の一押し

春の遠足に出かけよう

アンパンマンバスに乗って、みんなでいちご狩りに行きませんか。
バスの利用が難しい人は、現地集合や途中乗車などの相談もお聞きします。

のびのびげんきひろば

自由に遊んだり、自由におしゃべりしたりして、親子でのびのびしましょう。

日時 毎週月曜日（祝日などの場合は翌日の火曜日）
午前10時～11時30分

場所 保健センター3階集団指導室

げんき広場（自由来園）

自由に親子で遊びながら、お友達と交流しましょう。

日時 毎週月～金曜日 午前9時～午後3時

園庭開放

園庭で自由に遊びましょう。

日時 毎週金曜日 午前9時～正午

子育て育児相談

- 電話相談（毎週月～金曜日）午前9時～午後3時
- 面接相談★

備考 ★マークは、事前に電話予約が必要です。催しで費用の記載のないものは無料です。雨天の場合や講師などの都合で活動が中止または変更となる場合があります。詳しくは、ホームページや窓口にある『地域子育て支援センター ai♡げんきだより』をご覧ください。

〈予約・問い合わせ〉地域子育て支援センター ai♡げんき（げんき保育園内）☎7868

住民生活

引越しの際は、住民票の異動手続きを忘れずに

入学・就職・転勤などによる引越で、住所を異動される人は、住民票の異動の届け出を必要があります。

住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

また、すべての住民の皆さんに送付しているマイナンバーの「通知カード」や身分証明書となる「マイナンバーカード（個人番号カード）」また「住民基本台帳カード」については、これらに記載されている住所を最新のものとしておく必要があります。

◆他の市町村に転出される場合
役場住民課に転出届を提出して転出証明書を受け取る。

←
転入した日から14日以内に、引越先の市区町村に転出証明書を添えて転入届を提出する。

◆村内で転居される場合
役場住民課に、転居した日から14日以内に転居届を提出する。

※前記の届出をする際は、「通知カード」「マイナンバーカード（個人番号カード）」、「住民基本台帳カード」の住所変更の届出も忘れずをお願いします。

〈問い合わせ〉 住民課（戸籍）

狂犬病予防集合注射と飼犬登録

狂犬病は、すべてのほ乳類に感染し、発症すれば有効な治療法はなく、回復の見込めない大変恐ろしい病気です。現在でも東南アジアや、アフリカなど世界中で数多く発生しています。

日本では、予防注射が徹底され、近年の発生の報告はなく、数少ない狂犬病の清浄国のひとつになっていますが、万一発生した場合に蔓延を防ぐために「犬の登録」「狂犬病予防注射」が重要となります。

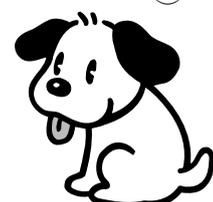
村では、巡回による狂犬病予防集合注射と登録を実施します。狂犬病予防法に基づき、毎年1回（4月～6月）の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。この機会に受けましょう。登録済の犬については、3月下旬に郵送した実施案内に同封の狂犬病予防注射交付手数料領収書を必ず持参ください。

※集合注射料金 3250円

狂犬病予防集合注射の日程

月 日	時 間	場 所
5月9日(火) *雨天中止の場合 5月11日(木) に順延します。	午前	9時30分～9時45分 桐山老人憩いの家下
		9時50分～10時10分 二河原邊ちびっこ広場
		10時20分～10時40分 水分地区利用組合みかん貯蔵所前
	午後	10時50分～11時10分 川野邊老人憩いの家前
		11時20分～12時00分 森屋北ちびっこ広場
		1時10分～1時30分 役場プレハブ横駐車場
5月10日(水) *雨天中止の場合 5月12日(金) に順延します。	午前	1時40分～2時10分 J A 大阪南赤阪支店前
		2時20分～2時50分 旧自然休養村管理センター下
		3時10分～3時30分 (防火水槽付近) 千早老人憩いの家前
	午後	9時30分～9時45分 吉年老人憩いの家前
		9時55分～10時25分 東阪バス停前(旧JA千早支店前)
		10時35分～10時55分 上東阪消防倉庫前
午後	11時05分～11時30分 中津原集会所前(中津橋横)	
	11時40分～12時00分 小吹老人憩いの家前	
		小吹台連絡所前

※時間については、前後する場合がありますのでご了承ください。



生後91日以上の子犬は、飼いが始まった日から30日以内に登録をし、鑑札をつけるよう法律で定められています。登録手続きをされていない場合はこの機会に登録を済ませてください。

を持参し注射済票の交付申請を行ってください。
※済票交付手数料 550円
〈問い合わせ〉 住民課（環境衛生）

※新規登録手数料 3千円

集合注射会場で受けられない場合は、動物病院で注射を受け「接種済証」

補助金

農作物等被害防止柵設置事業補助金

村内において農地を耕作または保全管理をしている人を対象に、鳥獣（イノシシなど）から農作物等の被害を防止する柵（電気柵、ワイヤーメッシュなど）の購入に対する補助金の申請を受け付けます。

申請は、必ず購入前にお願ひします。
補助内容 今年度から共同設置の新設や個人設置の上限額を拡大しています。なお、補助内容については、防止柵購入費に補助率（2分の1）を乗じて得た額または補助金上限額のいずれか低い額です。（ただし1000円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）
補助金上限額 共同設置 10万円
 個人設置 5万円
 ※共同設置とは2戸以上の農家で一体となる防止柵を設置する場合です。

受付期間
 4月3日（月）から先着順で受け付けます。なお、補助金予算額に達し次第、締め切りますので、ご了承ください。
〈問い合わせ〉 観光・産業振興課

浄化槽設置整備事業補助金

村では生活環境および河川の水質の保全ならびに公衆衛生の向上のため、し尿や生活雑排水などを併せて処理する合併処理浄化槽の設置を推進しています。

合併処理浄化槽を設置する家庭に補助金を交付しますので、本年度に合併処理浄化槽を設置する場合は申し込みください。

対象地区は、下水道処理区域外および下水道計画区域内であっても整備が大幅に遅れる地域です（事前に問い合わせてください）。

補助金額
 ・5人槽 91万8千円
 ・6〜7人槽 102万1千円
 ・8〜10人槽 124万2千円
 ※補助金は予算の範囲内で先着順です。

※現在の補助金額は、過疎地域自立促進特別措置法が失効する平成33年3月31日（水）までです。

〈問い合わせ〉
 施設整備課



合併処理浄化槽維持管理費補助金について

村では、合併処理浄化槽の適正な維持管理を促進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を推進しており、適正な維持管理を行う人に補助金を交付します。

補助対象地域は、公共下水道の供用が開始されていない地域です。ただし、新たに開始となった日から1年間は当該地域を補助の対象とします。

補助対象者は、住民基本台帳に基づき村内に住所を有している人で、自己の専用住宅に設置された合併処理浄化槽において、浄化槽法で定められている「保守点検」「清掃」および「法定検査」を行った人となります。

補助金額は、申請日から過去1年間に行った保守点検等の費用合計額が対象で、2万円が限度となります。また、申請に必要な書類などで、ご不明な点がありましたら、問い合わせてください。

〈問い合わせ〉
 住民課（環境衛生）



住宅の耐震化に補助金の活用を

次の建築物の耐震診断・設計・改修・除却工事費用の一部を補助します。
 平成29年度中に補助金の活用を希望する場合は、事前にご相談ください。

補助対象建築物 昭和56年5月31日以前に建築された建築物
補助内容

建築物の種類	補助の項目	補助の内容
木造住宅	耐震診断費	耐震診断費用の9/10の額または一戸あたり4万5千円のいずれか低い金額
	耐震設計費	耐震改修設計費用の7/10の額または一戸あたり10万円のいずれか低い金額
	耐震改修費	一戸あたり40万円（定額）。ただし、耐震改修工事費が定額未満である場合は、当該工事費の額
	除却費	一戸あたり40万円（定額）。ただし、除却工事費が定額未満である場合は、当該工事費の額
非木造住宅	耐震診断費	耐震診断費用の1/2の額または一戸あたり2万5千円のいずれか低い額

〈問い合わせ〉 地域戦略室

平成29年度

村民大学英会話講座(前期)受講生募集

生涯学習の一環として、英会話講座を開講します。

開講日 5月9日、23日、6月6日、20日、7月4日、18日※、9月12日、26日、10月10日、24日(全て火曜日)

※講師の都合上、7月11日になる場合有。その時は受講者に事前連絡します。

時間 午後7時～8時

場所 くすのきホール2階会議室

対象 全員(村内在住・在勤者優先)

内容 日常会話を学びます。英語が話せない、昔の勘を取り戻したい人、大歓迎!

費用 村内在住・在勤者1回300円、その他1回400円(当日いただきます)

定員 20人(村内在住・在勤者優先、応募者多数の場合抽選)、5月～10月通しての受講となります。

講師 ALI (Assistant Language Teacher) 村立幼稚園、小学校、中学校に勤務しているガーナ共和国出身のノア・エンクルマ・アダサ先生

応募方法 電話かFAX、窓口にて受付。郵便番号、住所、氏名、電話番号をお伺いします。

募集期間 村内在住・在勤者4月3日(月)～28日(金)、その他4月10日(月)～28日(金)、どちらも土曜・日曜・祝日を除く9時～17時まで。5月1日(月)以降に当落通知をします。

問合せ 教育課 ☎1300 ☎1400

平成29年度村民大学歴史・博物館講座開講のお知らせ

■歴史講座■

前期(第1回～第4回)「南河内の中世城郭」

回	講座日	講師
1	5月12日(金)	大阪大谷大学文学部 講師 馬部 隆弘 氏
2	6月9日(金)	阪南大学国際観光学部 准教授 和泉 大樹 氏
3	7月7日(金)	羽曳野市歴史文化推進室 課長補佐 井原 稔 氏
4	8月4日(金)	河内長野市ふるさと文化財課 係長 太田 宏明 氏

後期(第5回～第8回)「河内の古墳文化」

回	講座日	講師
5	9月15日(金)	大阪市立大学大学院文学研究科 教授 岸本 直文 氏
6	10月13日(金)	藤井寺市世界遺産登録推進室 室長 山田 幸弘 氏
7	11月10日(金)	百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事務局 主幹 十河 良和 氏
8	12月8日(金)	大阪府立近つ飛鳥博物館 副館長 森本 徹 氏

※各講師の講演・タイトルは5月号広報で掲載予定です。

※講師の都合上、順番や講師に変更の有る場合があります。

時間 午後2時～4時 場所 くすのきホール2階会議室(エレベーター有) 定員 各回50人(先着順)

費用 1回400円 受付 4月3日(月)から(先着順) ※土曜・日曜・祝日を除く、午前9時～午後5時

備考 村外の人も受講できます。

■博物館講座■

博物館学芸員の基礎知識を学びながら、村立郷土資料館を題材として、展示やイベントについて受講生とともに考えます。

初回 5月9日(火) 午後2時～4時 講師 村文化財担当 他 場所 村立郷土資料館2階研修室

定員 10名程度(先着順) 費用 1回500円(入館料含む)

受付 4月3日(月)～28日(金) ※土曜・日曜・祝日を除く、午前9時～午後5時

備考 村外の人も受講できます。

〈申し込み・問い合わせ〉教育課 ☎1300 ☎1400 ※電話・FAXの他、くすのきホール窓口でも直接申し込むことができます。※登録の際は、全講座において郵便番号と住所、氏名、電話番号をお伺いします。

◆一般書

失われた地図
花を呑む
翼がなくても

(あさのあつこ)
(中山七里)
(原田マハ)

サイロメ
銀の猫
Tの衝撃

(秋吉理香子)
(朝井まかて)
(安生正)

錯迷
山猫珈琲 下巻
柳生三代の鬼謀

(堂場瞬一)
(漆かなえ)
(鳥羽亮)

墨龍賦
招待状
ビニール傘

(葉室麟)
(赤川次郎)
(岸政彦)

巽に落ちろ影の探偵87
主君 井伊の赤鬼・直政伝

(藤田宜永)
(高殿円)

東京クルージング
テロリストの処方

(伊集院静)
(久坂部羊)

サンライズ・サンセット
あきない世傳金と銀

(山本一力)
(高田郁)

わたくしたちの旅のかたち
夢はみるものではなく、かなえるもの

(兼野綾子・兼高かおる)
(澤穂希)

写し方見本帳春夏秋冬(日本カメラ社)

(寺西恵里子)

身近な材料でハンドメイドかんたん手作り雑貨

(寺西恵里子)

◆児童書

あいすくリーむにありをのせたら
あいうえお (accototo)

(柏葉比呂樹)

古墳時代のサバイバル(工藤ケン)

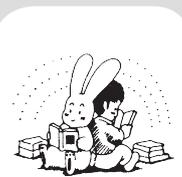
(工藤ケン)

【図書室ベストリーダー】
明日の食卓

(柳月美智子)

海の見える理髪店
啜う名医

(萩原浩)
(久坂部羊)



農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します

農業委員会などに関する法律の改正により、農業委員の選出方法の変更や、農地の利用の最適化（担い手への農地の集積・集約や遊休農地の発生防止・解消など）を推進するため、農地利用最適化推進委員が新設されました。村では次の通り委員候補者を募集します。

○農業委員

募集人員 14人

職務内容

総会での農地の権利移動や転用に係る許認可業務および担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等に伴う現地での調査、指導および監視業務など

任期 平成29年7月20日～平成32年7月19日

○農地利用最適化推進委員

募集人員 3人

職務内容 担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等に伴う現地での調査、指導および監視業務など

任期 平成29年7月20日～平成32年7月19日

申し込み 4月3日(月)～28日(金)(必着)までに、農業委員会事務局(観光・

産業振興課内)に郵送または持参にてご提出ください。各申込書および募集要項は、同課または同事務局の窓口にて配布しております。また、村ホームページからもダウンロードできます。※詳しくは、募集要項をご確認ください。〈問い合わせ〉 農業委員会事務局(観光・産業振興課内)

その他のお知らせ

平成29年度の国民年金保険料

4月分から、月々の国民年金保険料が2300円引き上げられ、月額1万6490円になります。また、定額保険料に加えて月額4000円の付加保険料を納付すると、将来、老齢基礎年金に加えて支給されます。

国民年金保険料の納付は口座振替が便利でお得です

保険料は口座振替を利用すると、金融機関などに行く手間と時間が省けます。また、早割(当月未振替)、前納(6カ月・1年・2年)で納付すると、納付書を使って納めるよりも保険料が割引になります。

なお、保険料の免除の承認を受けている人は、口座振替による割引は適用されません。

口座振替の申し込み

年金事務所または口座をお持ちの金融機関・郵便局の窓口

必要なもの

年金手帳・通帳・金融機関届出印

〈問い合わせ〉

・天王寺年金事務所

☎06(6772)7531

・住民課(国民年金)

学生納付特例の申請は毎年度必要です

20歳以上の人は国民年金に加入しなければなりません。国民年金保険料の納付が困難で、本人の所得が一定以下の学生であれば、在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」の申請ができます。

また、4月から学生になる20歳以上の人だけでなく、平成28年度に学生納付特例の承認を受けた人で引き続き、平成29年度も学生納付特例を希望する時も申請が必要です。

なお、平成28年度に学生納付特例の承認を受けた人で、3月下旬に日本年金機構からハガキ形式の学生納付特例

広告

〈広告掲載の問い合わせ〉
総務課



出張相談
OK!

大阪弁護士会所属 森岡満広
登録番号 39852

弁護士費用(債務整理の場合)※すべて税別

■着手金 完済の場合 無料 / 完済していない場合 1社あたり40,000円
■成功報酬 ①減額報酬10% ②過払い報酬 任意交渉による場合20% 訴訟による場合25%
■事務手数料 1社あたり30,000円(着手金が無料の場合)
※委任した場合は費用となります。※費用の分前払いなどもご相談ください。
※弁護士への依頼は連絡面談が必要になります。

相談料

過払金請求

借金問題

0円

ご相談ください! 交通事故、B型肝炎給付金のご相談も受け付けております。



なごみ法律事務所
Nagomi Law Office

☎0800-080-7532

〒561-0831 豊中市庄内東町2-2-4 生島ビル401号

申請書が届いた人は、必要事項を記入して返送するだけで申請ができます（学生証の添付は不要です）。

必要なもの
学生証など学生であることが証明できる書類・年金手帳・印鑑

〈問い合わせ〉

- 天王寺年金事務所
☎06(6772)7531
- 住民課（国民年金）

国税職員募集のお知らせ

～平成29年度国税専門官採用試験～

申込受付期間 平成29年3月31日（金）
～4月12日（水）

※お申込みは、原則インターネットとなります。

インターネット申し込み専用アドレス

<http://www.jinj-shiken.go.jp/juken.html>

受験資格、試験日などに関する詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.ntago.jp>）の「採用案内」をご覧ください。

〈問い合わせ〉 大阪国税局人事第二課

（試験係） ☎06(6941)5331

または富田林税務署総務課 ☎072

1②3281（音声案内に従って）

を選んでください）

史跡見学会

今年の史跡見学会は京都の石清水八幡宮参拝と近江八幡散策を予定しています。参加ご希望の人は、申し込みください。

日時 5月17日（水）

出発 午前8時

集合 くすのきホール駐車場

定員 80人（先着順）

費用 保存会会員 5千円

会員以外 6千円

締切 4月30日（日）

〈申し込み・問い合わせ〉

（一社）千早赤阪楠公史跡保存会

☎②1588

楠公祭

4月25日の楠木正成公の生誕を祝って楠公祭の式典を開催致します。

どなたでもご見学できます。是非お越しください。

日時 4月25日（火）午前10時～正午

場所 楠公誕生地（くすのきホール前）

〈問い合わせ〉

（一社）千早赤阪楠公史跡保存会

☎②1588

春季軟式野球大会参加チーム募集

村軟式野球連盟では、一般参加チームを募集しています。対象は、16歳以上の村内在住・在勤者で構成するチームです。

日時 5月14日（日）、5月21日（日）

予備日5月28日（日）

場所 村民運動場

費用 1チーム1万2千円

受付 4月12日（水）まで

〈申し込み・問い合わせ〉

加藤 明 ☎⑦0995

春季テニス大会参加ペア募集

村テニス連盟では、春季テニス大会（男子ダブルス、女子ダブルス）参加ペアを募集しています。（府総体南河内地区大会予選を兼ねる）

日時 5月7日（日）9時～

（雨天の場合は5月14日）

場所 村立テニスコート

対象 中学生以上の村内在住・在勤者（必ずペアで申し込みください。）

費用 1ペア 千円

受付 4月22日（土）まで

〈申し込み・問い合わせ〉

中野 義信 ☎⑦7519

第4回わんぱく相撲

富田林河内長野場所

わんぱく相撲全国大会地方予選、富田林河内長野場所を開催します。

日時 5月14日（日）9時受付

午前10時～午後4時

場所 河内長野市赤峰市民広場（市民祭り会場内）

※駐車場に限りがあるため、乗り合わせ、または公共交通機関をご利用ください。

対象 千早赤阪村・富田林市・河内長野市・大阪狭山市・太子町・河南町

在住の小学校4～6年生男女

内容 心身の鍛練と健康増進を目的とした、学年・男女別相撲大会（ちゃんこ鍋タイムもあり）

募集人数 100人程度

申し込み 募集人数を大幅に上回った場合は抽選

費用 無料（表彰式・参加賞あり）

申し込み方法 応募には『申込書のFAX』が必要です。申込書は小学校から配付されるチラシ、または電話かホームページを利用してください。

☎④0665

締め切り 5月5日（金）

〈問い合わせ〉（一社）富田林青年会議所事務局

☎④1231（月・水・

金曜日 午前11時～午後3時）

ホームページ

<http://www.tondabayashi-jc.org/>

千早赤阪村青少年指導員連絡協議会 平成28年度 第2回ジュニアリーダーズスクール

3月5日、村青少年指導員連絡協議会主催で村内の小学生を対象にしたジュニアリーダーズスクールが行われました。

当日は25名が参加、阿倍野防災センターで災害体験や防災についての勉強をし、その後、天王寺動物園で動物たちと触れ合いながら園内を探索しました。



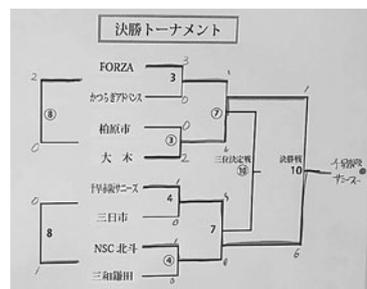
千早赤阪サニーズ、優勝！

○くすのき杯少年サッカー大会○

2月19日、26日に村民運動場で開催された第31回くすのき杯少年サッカー大会で、千早赤阪サニーズが優勝しました。

この大会は、日ごろ交流のあるチームと技術の向上を図り、親交を深めるために同クラブが小学5年生を対象に主催しています。

31回目の開催で初めての優勝が決まった瞬間、村民運動場は大きな歓声がわきあがるとともに、新年度での活躍への期待に包まれました。





青春じゅずつなぎ

305

Shouta Kusumoto

森屋 楠本 翔大さん

<19歳 うお座>

- 🐣 ・近況は・・・
専門学校で車の整備の勉強をしています。
- 🐣 ・趣味は・・・
車を触ったり、乗ることです。
- 🐣 ・夢は・・・
整備をできるようになって、1人で店を立ち上げることです。
- 🐣 ・最近、楽しいと思ったことは・・・
サーキットでドリフトをすることが一番楽しいと思いました。
- 🐣 ・思い出のアルバムから・・・



七五三の時におじいちゃんとお撮ってもらった写真です。
元気でうるさかったことが印象的でした。

- 🐣 ・千早赤阪村について・・・
空気などはかなりいいと思います。
でも交通の便は良くないので大変です。
コンビニ1つだけでもあればかなり助かります。
- 🐣 ・次号は・・・
同級生の辻脇邑佳さんです。
- 🐣 ・辻脇さんへメッセージを・・・
この季節とかやったら、下の方とはちがったことも多いと思うから
よーさん書いてください。

わがやのホープ



森屋 たぢか あやな ちゃん

(田近 絢菜)

平成22年10月22日生まれ

たぢか ともの ちゃん

(田近 友乃)

平成27年9月21日生まれ

いつまでも仲の良い姉妹でいてね。

父・健一さん 母・裕生さん

おめでとうございます

2月1日、奥田茂雄さん(桐山、88歳)が、瑞宝双光章を受章されました。

今回の受章は、千早赤阪村のほか、河南町、河内長野市の小学校で教諭を務め、昭和59年4月から平成元年3月まで千早小学校の校長を最後に退職するまで、長年の教育のための功績を認められたものです。

奥田さんは、「身に余る光栄です。長生きしていてよかったです」と喜びを語りました。



健康診査&相談など

種 類	月 日	受 付	対 象	
健 診	1歳6か月児健康診査	4月12日(水)	午後1時～1時10分	平成27年7月～9月生
	3歳6か月児健康診査		午後1時45分～1時55分	平成25年7月～9月生
	2歳児歯科健診	4月21日(金)	午後1時～1時15分	平成27年1月～3月生
	歯科フォロー健診		1歳6か月・2歳フォロー 午後1時45分～2時 3歳6か月フォロー 午後2時15分～2時30分	1歳6か月・2歳・3歳6か月児健診で虫歯になりやすいと判定された幼児
広 場 講 習	のびのびげんきひろば (ai♡げんきの出張ひろば)	4月3日・10日・17日・24日・5月1日(月)	午前10時～11時30分	就学前の乳幼児と保護者
	なかよし広場 (親と子の交流会)	4月19日(水)	午前10時～11時30分	0歳～幼稚園入園前の乳幼児と保護者
	あかちゃん広場 (交流会・遊び・相談)		午前10時～11時30分	0～1歳頃までの乳幼児と保護者
	離乳食講習会 (あかちゃん広場に併設)		午前10時～10時45分	1歳頃までの乳幼児の家族
相 談	無料弁護士相談・保健師こころの相談	4月14日(金)	午後2時～(要予約、1人30分程度)(初回の人優先)(プライバシーは守ります)	借金・家庭・労働問題など法律相談を希望する人(同日に身体やこころの相談も行います)
	保健師による健康相談(電話・来庁)	4月18日(火)	午前10時～正午(来庁の場合要予約)	健康・育児・介護など相談を希望する人
	歯科衛生士による個別歯科相談	4月24日(月)	午後2時～3時30分(要予約)	歯・歯ぐき・入れ歯に関する相談を希望する人
	個別健康栄養相談	4月28日(金)	午後1時30分～(要予約)	食事療法が必要な人、健康のため食生活を改善したい人

※個別禁煙相談は希望に応じて随時実施します(要予約)

休日・夜間の医療機関など

名 称	連絡先・時間など
休日診療	内科・歯科(歯科は午前のみ) 休日診療所 ☎☎1333 富田林市向陽台1-3-38 午前9時～11時30分/午後1時～3時30分
	小児科 富田林病院 ☎☎1121(代表) 富田林市向陽台1-3-36 午前9時～11時30分/午後1時～3時30分
小児夜間救急(当番病院紹介)	富田林市消防署 ☎☎9919 午後8時～翌朝8時(1年中) 土・日・祝・年末年始は午後4時から
救急安心センターおおさか	#7119または☎06(6582)7119 24時間対応(1年中)
大阪府小児救急電話相談(受診するかどうかの判断の参考に)	#8000または☎06(6765)3650 午後8時～翌朝8時(1年中)
大阪府救急医療情報センター(各科医療機関の診療状況照会)	☎06(6693)1199 24時間対応(1年中)
「こどもの救急」ホームページ(受診するかどうかの判断の参考に)	http://kodomo-qj.jp/

村国保診療所の診療曜日・時間が変わりました

- 村国保診療所 水分195-1(保健センター内) ☎☎0038
午前診 (月)～(金) 午前9時～正午
午後診 (月)(水)(木) 午後2時～4時30分
- 村国保千早診療所 千早184-1 ☎☎0240
午後診 (火)(金) 午後2時～4時



ごみ収集

ごみは、午前7時までに必ず出しましょう

もえるごみ(火・金曜日)	4月4日(火)・7日(金)・11日(火) 14日(金)・18日(火) 21日(金)・25日(火) 28日(金) 5月2日(火)
粗大ごみ(第1水曜日)	4月5日(水) 5月3日(水)
プラスチック製容器包装(第2・4木曜日)	4月13日(木) 27日(木)
ペットボトル(第3木曜日)	4月20日(木)
空カン・空ビン(第4水曜日)	4月26日(水)

し尿収集

各地区ミゼット車	4月18日(火)予定
森屋、水分、川野邊、二河原邊、桐山、小吹、吉牟	4月27日(木)予定
千早、東阪、中津原	4月28日(金)予定

相 談

心配ごと	4月6日(木) 5月は祝日のためありません
児 童	4月6日(木) 5月は祝日のためありません
行 政	4月6日(木) 5月は祝日のためありません

時間 午後1時～3時
場所 保健センター1階(相談室)

人 権	毎日(土日祝、年末年始を除く) 午前9時～午後5時 住民課 ☎☎0081 (※河南町・太子町役場でも相談可) 河南町住民生活課 ☎☎92500 太子町住民人権課 ☎☎98515 いずれも予約不要。電話相談可。
-----	--

就 労	毎日(土日祝、年末年始を除く) 午前9時～午後5時30分 観光・産業振興課
-----	---

教 育	毎日(土日祝、年末年始を除く) 午前9時～午後5時30分 教育委員会事務局教育課
-----	--

人の動き

総人口	5,467人(-9)
男	2,593人(-5)
女	2,874人(-4)
世帯数	2,347戸(-1)
2月末日現在、()は対前月比	